

地域交通法の概要

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（通称：地域交通法）

地域旅客運送サービスの確保に資するよう、地域公共交通に関する計画や様々な事業に関する措置について定め、地域公共交通の活性化及び再生のための地域の主体的な取組等を推進する法律

R2 改正のポイント：

地域の移動ニーズに合わせて、地域が自らデザインする交通へ

- **地域公共交通計画**：「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする、**地域公共交通のマスタープラン**
- まちづくり・観光振興等の**地域戦略との一体性**の確保
- 原則全ての地方公共団体において作成が必要（**努力義務化**）
- 活性化再生法に基づく**法定協議会**（地方公共団体・交通事業者・道路管理者・利用者・学識者等から構成）を開催し作成
- 従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源（自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等）を計画に位置付け、地域の移動ニーズにきめ細やかに対応（**地域における輸送資源の総動員**）。
- 基本的方針、区域、**定量的な目標（利用者数、収支、行政負担額等）**、各事業及び実施主体、**評価手法**等を明示

R5 改正のポイント：

交通 DX・交通 GX・3つの共創により地域公共交通のり・デザインを進める

※ 3つの共創（①官民共創、②交通事業者間共創、③他分野共創）

- **地域の関係者の連携と協働の促進**（地域公共交通への記載を努める事項）
 - **共創モデル実証プロジェクト事業**などの支援拡充
 - **交通・観光連携型事業、訪日外国人受け入れ環境整備**などの支援拡充
- ローカル鉄道の再構築に関する仕組みの創設・拡充
- バス・タクシー等地域交通の再構築に関する仕組みの拡充
 - ・地域公共交通利便増進事業の拡充（**エリア一括協定運行事業創設、社会資本総合交付金の基幹事業**に位置付け）
 - ・道路運送高度化事業の拡充（**交通 DX・GX 推進事業創設、社会資本整備総合交付金等の予算拡充**）
 - **交通 DX・GX による経営改善支援事業、自動運転実証調査事業、都市・地域交通戦略推進事業、先進車両導入支援関連事業**などの支援拡充
- 鉄道・タクシーにおける協議運賃制度の創設